

## 立山町サテライトオフィス誘致事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域に密着する新たな産業活動を創出し、地域経済の活性化を図るため、立山町内でサテライトオフィスを開設する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外事業者 富山県外に本社及び主たる事業所等を有する者をいう。
- (2) サテライトオフィス 県外事業者が情報通信技術の活用により本社又は主たる事業所から離れた場所に設置する事務所又は支店をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内においてサテライトオフィスを設置する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げる事業のいずれかを第5条の規定による申請日から起算して5年以上継続して営む事業者であること。
  - ア 情報通信業
  - イ 学術研究、専門技術サービス業
  - ウ 教育・学習支援業
  - エ その他町長が適当と認める業種
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける営業又は公序良俗に反する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 立山町暴力団排除条例（平成24年立山町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び対象期間は、別表第1に掲げる各区分のいずれかとする。

- 2 町長が指定する施設においてサテライトオフィスを設置する場合、別表第1に掲げる運営費は、補助対象経費に含めないものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更しようとする場合は、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。

- (1) この要綱の目的を損なわない事業計画の軽微な変更
- (2) 補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセント未満の変更（前号に掲げる変更を除く。）

（実績報告）

第8条 交付決定者は、各年度の補助事業が完了したときは、当該年度の事業完了日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。
- 3 町長は、前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、当該補助事業完了前に補助金の全部又は一部を概算払により支払うことができる。
- 4 前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金概算払請求書（様式第7号）を町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、第5条の規定による申請日から起算して5年を経過する前に、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が相応の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したとき又は第10条第4項の規定により交付した概算払の額が第9条の規定による確定額を超えたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期間を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定による返還請求は、立山町サテライトオフィス誘致事業補助金返還請求書(様式第9号)により行うものとする。
- 3 返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	対象期間
整備費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建物の内装の改修に要する経費</li><li>・ インターネット等回線工事に要する経費</li><li>・ 備品及び機器設備（車両を除く。）の購入に要する経費</li></ul>	補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額内とし、100万円を限度とする。	サテライトオフィスの開設に対し、1回限り交付
運営費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土地及び建物の賃借料</li><li>・ 必要な備品及び機器設備（車両を除く。）の賃借料</li></ul>	補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額内とし、月10万円を限度とする。	サテライトオフィスの事業開始月から12か月間とし、当該年度において支払ったものとする。